



# ケアマネ・ポート

KYOTO CARE MANE PORT

## Contents

- 2 新会長あいさつ
- 3 平成25年度 京都府介護支援専門員会 第13回総会報告
- 4 インタビュー 施設ケアマネジャーに聞く
- 6 ケアマネジャーの損害補償とリスク管理について
- 7 事務局からのお知らせ
- 8 中部ブロック活動報告
- 8 編集後記



## 会員の皆さまへ

会 長 井 上 基

この度、公益社団法人京都府介護支援専門員会の会長に就任いたしました井上基です。油谷初代会長、上原前会長に続いて、3代目の会長となります。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様もご存知のとおり、現在、我々、ケアマネジャーは非常に厳しい立場に置かれています。最近では、「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会」をはじめとした様々な場面で、専門職としての存在意義が問われています。

また、「居宅介護支援にかかる一部負担金の導入」は、日本介護支援専門員協会の交渉の甲斐があり、今回も結果的には撤回をされましたが、制度改定の度に、今後も議論の俎上に載ることでしょう。このような厳しい意見がある一方で、より自立支援を目指したケアマネジメントの充実や医療と介護の連携における橋渡し役として、ケアマネジャーに求められる役割は今後ますます大きくなっていくことが予想されます。

しかし、自立支援のためのケアマネジメントや医療と介護の連携において私達が役割を果たすためには、その前提条件としての環境整備が欠かせません。つまり、ケアマネジャーだけが孤軍奮闘するのではなく、当然、保険者や利用者、サービス提供事業所にも、共にその責務を果たしていくことが求められるはずです。

そのためにも、職能団体が果たすべき役割は大きいのですが、残念ながら、現在の京都府介護支援専門員会は、組織として、まだまだ弱い団体だと言わざるを得ません。それは、組織としての経済的な基盤、組織率、人材など様々な要因がありますが、私は、ケアマネジャー自身の弱さが根幹にあるのではないかと考えています。

一人ひとりのケアマネジャーが強くなっていくためには、きちんとしたOJTが受けられる事業所の体制、初任者からベテランまでが生涯に渡って教育が受けられる生涯学習体系、保険者と対等に意見交換ができる土壌、他の職能団体と専門性に基づき真正面から議論ができる関係性などが不可欠です。

これら喫緊の課題に、新執行部として、全力で取り組んでいく覚悟ですが、役員だけで、解決できるのはこのうちのごく一部でしかありません。加えて、昨年11月に公益法人に移行したことの意味を考えると、これまで一部の役員・関係者の自己犠牲の上で成り立っていた本会の体質を大きく変革していく必要があります。そのためにも、組織体制を大きく編成し、多くの委員会やワーキングチームを立ち上げ、広く会員の皆さまに参加をお願いする予定です。いろいろな意見があると思います。是非、同じケアマネジャーの同志として、共に会の発展にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年度

## 京都府介護支援専門員会 第13回総会報告

平成26年2月17日(月)午後4時30分より、こどもみらい館第1研修室にて平成25年度 京都府介護支援専門員会 第13回総会が開催されました。

冒頭、上原会長から「これまで、職能団体の必要性や重要性について機会あるごとに伝えてきた。昨年、本会は『公益社団法人』という府民のみなさまや関係機関から信頼されているという証でもある認定を受けた。よって、本日は多くの規程等についての議論と新しい旅立ちのための役員改選もあるので、代議員のみなさまの熱心なご議論とご協力をお願いしたい。」と挨拶がありました。

第1号議案 定款変更(案)について

第2号議案 会費規約の変更(案)について

第3号議案 役員の報酬等及び費用に関する規約の変更(案)について

第4号議案 社団法人京都府介護支援専門員会平成25年度事業報告(案)

第5号議案 社団法人京都府介護支援専門員会平成25年度収支決算報告(案)

以上、すべての議案が賛成多数で可決されました。

次に役員改選が表1の選挙管理委員のもと行われ、選任された理事により「臨時理事会」が開催され、井上新会長他、表2のように選任されました。その結果を

第6号議案 理事の選任について

にて、審議し賛成多数で可決されました。

続いて、井上会長より、臨時理事会にて上原前会長に顧問をお引き受け頂くことが承認されたことの報告があり、本会の顧問は、福富昌城氏との2名となりました。

表1. 選挙管理委員

選挙管理委員長	藤本 喜章
副委員長	藤井さよ子
委員	堂下 純子
委員	成川めぐみ
委員	松本 恵生

表2. 役員

会長	井上 基
副会長	北川 靖
副会長	小林 啓治
副会長	松本 善則
常任理事	山下 宣和
理事	川添チエミ
理事	甲田由美子
理事	柴田 崇晴
理事	高木はるみ
理事	西谷友香子
理事	樋口 孝子
理事	堀田 裕
理事	森 恵子
理事	山下 珠美
監事	木村 晴恵
監事	宮坂 佳紀
顧問	上原 春男
顧問	福富 昌城



## インタビュー 施設ケアマネジャーに聞く

今回、【京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ】におられる施設ケアマネジャーの皆さんにケアマネジャーの役割や魅力、課題等のお話を伺いました。

入所定員100名（内、40名が認知症専門棟）通所定員50名で、少し北に車を走らせると、“鳴き砂で有名な琴引浜”や“間人ガニ”という日本海にほど近い京丹後市に位置する施設です。

**Q：施設の特徴とケアマネジャーの職員体制を教えてください。**

**A：**以前は、在宅復帰もそれほど多くない老健施設でしたが、現在は月20～60件近くの入退所があり、在宅復帰率は50～60%という状況になっています。

入退所時における家族や居宅介護支援事業所のケアマネジャーとの調整・連携・ケアカンファレンス etc. とにかく忙しいんです（笑）。

ケアマネジャーは、3名（支援相談員と兼務）と3名（介護・看護と兼務）の計6名の体制です。

**Q：法定配置よりずっと多いんですね…以前からそうなのでしょうか？**

**A：**平成23年6月から、支援相談員がケアマネジャーとして兼務するようになり、その後も増員しています。ケアマネジャーが介護・看護業務と兼務の場合、より利用者さんに近い立場となりますので、質の高いケアマネジメント・プランを立てられることはいまでもありませんが、ソーシャルワークの知識や技術を有する支援相談員兼務者の役割も大きいと感じています。例えば、入所前訪問から、ケアマネジャーが動くことで入所、さらに退所時までをイメージし多職種協働の下、ケアマネジメントが展開しやすくなります。書面での情報と、じかに（自分の足を使い）目で見て得られる情報は大きな差があります。ケアマネジャーが積極的に訪問するようになって、意識や視点が変わってきたと感じています。

**Q：取材におじゃませて頂くにあたり、利用者さんのオンラインプランを心がけておられると聴きましたが…**

**A：**入所前に、より適切なサービスが提供されるよう、要望などを伺う目的で、【利用者に関する情報書】をお渡しして、その方の生活歴（職や生活の中で大きな出来事等）、毎日の習慣や、趣味、得意なこと、性格等を聴き取るようにしています。

釣りが好きな方がおられ、車で1時間かけて釣り場に行き、海釣り（釣れたそうです）を実現しました。また、お店で焼肉を食べたいという方に、店の方に頼んで昼間に開けてもらったこともあります。嚙下に課題がありながらも、さしみが食べたい方には管理栄養士さんと相談しながらギリギリのところまで形態を考え、食べてもらいました。認知症の方でも調理レクで活躍してもらっています。もともと、農家をされていた方に、たらいで水菜を洗う作業等、本当に手際よくて、私たちが、教えられることもたくさんあります。

**Q：施設ケアマネジャーのやりがいとは？**

**A：**・利用者の自宅に帰りたいという思い・生活に対する思いなど、間近で聴き、その思いが多職種協働の下、同じ目標に向かって支援し、実現されていく過程が見れる喜び。  
・自宅に帰らなくても、できることが増え、ADLが向上し、歩けるようになる。また、生活の質が向上・充実していくことを一緒に喜べること。  
・うまくいくことばかりではないですが、それでも“笑顔”が見られ、“ありがとう”が聴けたら、頑張れます。

**Q：ケアマネジャー業務を行なう中で、課題だと感じていることを教えてください。**

**A：**記録が業務時間内におさまらないことです。また、

身寄りが無い等、さまざまな生活背景の方、医療ニーズが高い方など、さまざまな課題が増えておりますし、それに対応できる知識と技術を得ていかなければいけないと感じています。

施設ケアマネジャーが担当する人数についても、多くのニーズに丁寧に応えていこうと思うと、ある程度の人数で限界をきたすと思います。

当施設において入退所が多いということは、在宅を支えているチーム（医師・訪問看護・訪問介護・通所介護・福祉用具貸与事業所・居宅介護支援事業所のケアマネジャー）や時には行政（生活保護）担当者・病院の連携室等々多くの職種の方の連携が不可欠であり、関係構築に苦慮したり、時間がかかることもあります。そう考えると、一人で抱え込まないよう、心の余裕みたいなものも必要で、リフレッシュをどのようにしていくかも大切です。

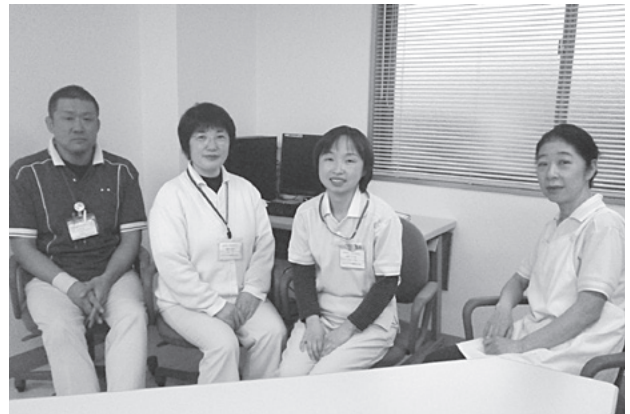
医療同意や認知症になった方の同意をどう考えるかも課題です。意向はその時々で変わることもありますので、繰り返し、意向を汲み取る・確認するよう心がけています。ここに入所される前（元気なうちに）にその方の意向書が作成されていると理想的なのですが…。

**Q：**最後に、京都府介護支援専門員会に期待することや、施設ケアマネジャーさんへエールをお願いします。

**A：**これは国への要望になりますが、介護老人保健施設では、在宅で暮らされている医療ニーズの高い方、ターミナルの希望の方を看取っていかうとするとき、医療費の問題や高額な服薬が必要な方も増えています。施設の負担にならない形で、多職種の専門職を有する老健の機能が発揮されるように望みます。

京都府介護支援専門員会への要望ですが、以前は、この地域においても研修が開かれ、行き易かったのですが、今は広域でのブロックとなっており、身近なところで、ケアマネジャー同士、話せる場（つながり）が少なくなったような気がします。その分、著明な講師を呼んでもらい、貴重な研修にも参加できてますが（笑）。是非、施設ケアマネジャー向けの研修を近くで行なって欲しいです。

施設ケアマネジャーさんへのエールですか…うーん…私たちの施設ではケアマネジャーが複数いますし常に悩みも聴いてもらえます。利用者・家族の意向や職員の思いのズレが生じる時に、うまくいくようにケアマネジャーがあいだに入り、刷り合わせをしたり、調整したりと皆さん苦労されていると思います…。是非、一人で悩まないで!! それと、リフレッシュして下さいね。（編集委員 松本恵生）



取材にご協力頂いたケアマネジャーのみなさま

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ

〒627-0111 京都府京丹後市弥栄町溝谷5422-1  
TEL. 0772-65-2200

### ●ホームページ《会員ページ》への掲載内容のお知らせ●

麻薬等の取り扱いは、医療機関や薬局においては「麻薬および向精神薬取締法」に厳しくその取扱いが定められています。しかし、麻薬処方箋で調剤した麻薬が使用されなかった場合の廃棄については、明確な規定がありません。

このたび、京都府薬剤師会から麻薬取扱いの免許を有する薬局の一覧表の提供がありましたので、当会ホームページの

《介護支援専門員のみなさまへ⇒会員のみなさまへ》

【会員】京都府薬剤師会より「看取り時等における麻薬・向精神薬の取扱いについて」

に掲載いたしました。

ご確認いただき、麻薬の廃棄（調剤された薬局でなくてもOK）等の相談をしてください。

## ケアマネジャーの損害補償とリスク管理について

私たちケアマネジャーは、リスク管理や損害補償の知識と認識を持って業務にあたっているのでしょうか？ リスク管理やその責任の延長上にある損害補償をより理解することで利用者への自立支援やケアマネジメントの向上になると考え特集を組みました。

今回、あいおいニッセイ同和損保の方に介護保険による保障対応やリスク管理についてインタビューを行い、損害補償の実情と事故が起きないようにするためにはどのような視点と準備が必要であるかをお話いただきました。

**Q：ケアマネジャーに業務による損害補償の事例にはどのようなことがありますか？**

**A：特**に多い事例としては、次の2点になります。

- ・福祉用具業者への連絡ミスにより、引き上げがされていないことで入院入所中にレンタル費が発生した。
- ・介護認定有効期限の認定切れで使用した介護サービスに保険給付されなかった。

その他にも説明不足による支給限度額の超過等はあるにありますが、訪問介護やデイサービス等のサービス提供事業者と比べればケアマネジャーの損害補償はかなり少ないです。

ケアマネジメントのミスによる、損害補償事例はかなり少なく、法律的な責任に問われることは少ないのですが、道義的な責任はたくさんあると思います。ケアマネジャーは本人家族や介護サービス事業所とともに安全な環境やサービスを提供する義務がありますので、ケアプランを作成しマネジメントを行う上で、サービス事業所との連携を密にとり事故防止に取り組んでいく必要があると思います。

例えば「Aさんは車椅子で全介助が必要な利用者です。デイサービスを利用しています。Aさんの家の玄関から道路へ出る段差が40センチもあり、利用者の体重も重く、デイサービスの送迎員

だけでは困難と判断されたため、訪問介護を利用して車椅子ごと持ち上げて送迎をしていた。ある時、ヘルパーが手を滑らせて、利用者を転落させて骨折させてしまい、その後に住宅改修を行いスロープの設置をした…」このような事例ではヘルパーのミスはもちろんの事ですが、ケアプラン作成時でのリスク管理が必要ではなかったでしょうか。デイサービス利用者で居宅から送迎車までの移動条件が危険を伴う場合、送迎介助のための訪問介護サービスの利用をしたとしても環境面での危険が残されていたわけで、本来、送迎に適した環境を整備する責任はケアマネジャーにもその一端があるはずで、つまりは住宅改修や携帯用のスロープの貸与等の手配を前もって行う事が必要であったと考えられます。

**Q：事故を未然に防ぐためにはヒヤリハットの活用があると思いますがヒヤリハット記載の注意点はありますか。**

**A：利用者**の身体機能や認知能力に変化が起こり、当初のアセスメントやケアプランがマッチしなくなっている場合があります。このような場合に、事故の前兆としてヒヤリハットが起こる訳で、ヒヤリハットを検証し、事故に至る前に利用者の身体機能変化などの評価や再アセスメントを行いケアプランの見直しをする事が必要です。

ヒヤリハットの記載では細かい事を見逃さないことや記録に残すという事はもちろん大切ですが、全ての危険箇所を一度に改善することは難しいので、危険を察知したら速やかに本人、家族、サービス事業所等に周知し気をつけてもらうように促していくことも必要です。

**Q：ケアマネジャーに伝えておきたいことはありますか**

**A：昨年**の8月に名古屋地方裁判所の判決で、認知症の



あいおいニッセイ同和損保の方々です。  
今回の取材にあたりましては、ご協力ありがとうございました。

方が線路内に入り鉄道事故に遭われ、妻と息子が見守りを怠ったとして、720万円を家族に支払うよう命じる判決が下った事件がありました。このような事故を補償する自動車保険や火災保険のオプションのような保険がありますので、ご家族に案内していただくことも良いかと思えます。

また、今後は自宅での医療行為が多く入ってくるようになると思いますが、これは生命に直結する重大な事故が起きる可能性も大きくなっていくということです。ケアマネジャーが介護サービス事業所を

紹介するときには、事業所のリスクマネジメントの姿勢や取り組みも特色として把握し、利用者に伝えるべきだと思います。

事故は完全になくすことが出来ませんが、減らすことは可能です。そのためには多くのリスクマネジメント方法を聞き、情報を共有していくことや自分たちに取り入れていくことは必要です。保険に加入することや、どのようなことが保障対象になるかを各事業所で確認していただく事後対応も大切ですが、結局はリスク管理により事故がないようにしていく事前準備がもっとも重要です。

### 取材者のコメント

ケアマネジャーの責任に対して、たとえケアマネジメントでの損害補償や法律的な責任が問われることが少ないとしても「責任を問われなければよい」ということではなく、道義的、人道的な責任をしっかりと自覚し、利用者のリスクを積極的にマネジメントできてこそ、利用者の自立支援ができるのであり、この様な責任感に立ち、専門職としてのプライドを持った姿勢が必要だと改めて感じました。

(編集委員 西村 篤)

## 事務局からのお知らせ

### ■ 会員証について

平成26年3月15日までに平成26年度会費を納入いただいた会員様には会員証を同封しております。会費未納の会員様につきましては、会員証の発行と今後のサービスを停止させていただきます。早急にお振込みをお願いいたします。

### ■ 住所・氏名・勤務先等を変更された方へ

住所・氏名・勤務先等を変更された方は、「住所・氏名・勤務先等の異動届」をご提出いただきますようお願いいたします。書式は当会ホームページからダウンロードできます。ご記入のうえ、FAX・メール添付にて送信してください。(4月以降ホームページがリニューアルいたしますので直接変更事項を入力していただける予定です)。

### ■ メールマガジンのご案内

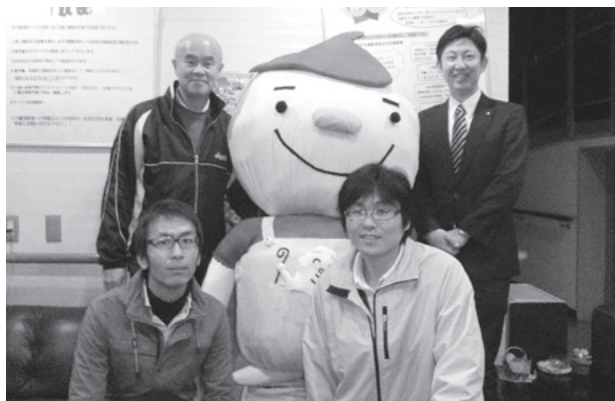
当会では会員様全員のメールマガジン購読を目指しております。入会申込書の「メールマガジンを希望する」にチェックを入れていただいた方には、毎月最終金曜日にメールマガジンを配信しております。ホームページからの情報発信に加えて、日頃の業務や組織運営に活かせる情報をタイムリーにお届けします。同封の「メールマガジン送信における受信拒否設定解除のお願い」も併せてご覧ください。ご登録を心よりお待ちしております。

## 中部ブロック活動報告

中部ブロックは亀岡市、南丹市、京丹波町の2市1町を範囲として、京都市のベッドタウンを含む市街地から中山間部まで多彩な地域にまたがり、約100名の会員を擁しています。地域によっては介護サービス事業所をはじめ、医療サービスも不足しており、ブロック内での偏在もあります。交通面ではJRが通っていますが駅や幹線より遠い範囲、山間部を中心に買い物や受診支援でのニーズが多いのも特徴です。

ブロック委員は2市1町のバランスに配慮しながら選ばれ、共通課題の把握とブロックにおける介護支援専門員の資質向上のための研修等をおこなっていますが、2市1町とはいえ、ブロック内での移動にも時間がかかり、会議を行うにも相応の労力を要します。これを補うために委員間でグループメールを活用し連携を密にする工夫をしています。

また、中部ブロックではバーベキュー大会等の催しを行い、日ごろ顔を合わせる機会が少ない会員同士の親睦にも配慮した活動を行っています。



また、昨年11月23日には「なんたん地域医療連携研究会」・「南丹在宅医療研究会」からの依頼を受けて、中部ブロック委員が各グループワークのファシリテーターを勤めさせていただきました。今後もブロック研修だけでなく、地域活動にも積極的に参加し地域に溶け込んだ活動を心がけて行きたいと考えます。

(中部ブロック長 西村 篤)

### 編集後記

今回「ケアマネジャーの損害補償とリスク管理について」の取材をさせて頂きたいとあいおいニッセイ同和損保様に依頼したところ、はるばる東京から市場開発担当者や、リスクマネジメントセミナーを担当する講師、京都支社の幹部にもお集りいただきました。このようなものものしい対応があったのは、保険業界も我々ケアマネジャーが行っているケアマネジメントに損保事業の開拓分野があると考えているからこそだと思います。つまりは我々の法的責任がますます強くなる表れかもしれません。これ等を踏まえて日々の業務の中でのリスクマネジメントを再考したいと考えます。皆様は如何でしょうか？

(編集委員 西村 篤)

### 京都ケアマネ・ポート45号

2014年5月1日発行

発行人：井上 基

編集委員長 松本 善則

編集委員 上村 靖彦 西村 篤 松本 恵生

発行元 公益社団法人 京都府介護支援専門員会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 京都府立総合社会福祉会館7階

TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971

E-mail: info@kyotocm.jp URL: http://kyotocm.jp/